



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *48 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1
- *49 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 4

○ 告示

- 912 自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託 (税務課)..... 4
- 913 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 4
- 914 保安林予定森林 (森林整備課)..... 5
- 915 建設業の許可の取消し (技術調査課)..... 5
- 916 道路の区域変更 (道路保全課)..... 6
- 917 道路の供用開始 (")..... 6
- 918 道路の区域変更 (")..... 6
- 919 道路の供用開始 (")..... 7
- 920 道路の区域変更 (")..... 7
- 921 道路の供用開始 (")..... 7
- 922 道路の区域変更 (")..... 8
- 923 道路の供用開始 (")..... 8
- 924 道路の区域変更 (")..... 8
- 925 道路の供用開始 (")..... 9
- 926 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 9

規 則

和歌山県規則第48号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「機関（以下「売りさばき機関」という。）」を「売りさばき機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計管理者は、高等学校全日制の入学金の納入者の利便を図るため、証紙を臨時に売りさばく機関として、必要と認める高等学校全日制を臨時売りさばき機関とすることができるものとする。

第12条第1項中「売りさばき機関」の次に「（第5条第1項の売りさばき機関及び同条第2項の臨時売りさばき機関をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「証紙を」を「証紙が汚染し、若しくは毀損して売りさばきに不適當なものとなったとき又はその証紙が交付を受けておく必要のないものとなったときは、」に、「会計課に返納することができる」を「、速やかに、会計課に返納しなければならない」に改める。

別表第1の第8項中「及びこころの医療センター」を「、こころの医療センター及び高等学校」に、「別

表第3第17項」を「別表第3第18項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

売 り さ ば き 機 関
文化国際課 海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 高等看護学院 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター

別記第5号様式中「申込みます」を「申し込みます」に改める。

別記第8号様式の2を次のように改める。

別記第 8 号様式の 2 (第 13 条関係)

所属長	係													
証 紙 受 払 月 計 表 (年 月 分)													(単位：枚)	
	50,000円	10,000円	5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	1円
繰越														
受入(印刷購入)														
受入(会計課からの交付)														
受入(返納又は返還)														
受入(指定金からの返納)														
払出(指定金への交付)														
払出(機関等への交付)														
払出(売りさばき)														
払出(交換)														
払出(返納)														
廃棄														
残高														

上記について残高確認した。 担当者職氏名 ⑤ 担当者職氏名 ⑤	上記について確認した。 出納員職氏名 ⑤
---------------------------------------	-------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第49号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の1条を加える。

（県税の収納を委託する場合の基準）

第30条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方税の収納の事務又はこれに類する収納の事務を受託した実績があり、かつ、それを適正かつ円滑に履行した実績があること。
- (2) 受託する事務を適切かつ確実に履行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- (3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び歳入徴収者に対し必要な報告を行うことができる技術的な基盤を有していること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、盗難、滅失、毀損等の防止その他個人情報情報の適正な取扱いのために必要な個人情報保護に関する管理体制を有していること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第912号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第6条第2項の規定に基づく個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を、平成24年8月1日から次の者に委託する。

なお、平成19年和歌山県告示第538号（自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託）は、平成24年7月31日限り廃止する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎 イーストタワー

和歌山県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされ

る場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩齒 6-24	ふじはら矯正歯科・小児歯科医院	岩出市中黒534-8	平成 24. 7. 20

和歌山県告示第914号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字瀬之奥1810、1818、1833、1834、1838

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬之奥1810（次の図に示す部分に限る。）、1818、1833、1834、1838（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第915号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成24年7月19日

2 取消処分を受けた者

(1) 商号 上田建設

(2) 代表者氏名 上田實

(3) 主たる営業所の所在地 日高郡由良町畑1198

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-22）第003765号

3 取消しの原因となった事実

代表者が刑法に違反し、平成23年12月16日に禁錮1年4月、執行猶予4年の判決を受け、平成24年5月31日に刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町毛原宮字北垣内530番2地先から同町毛原宮字北垣内477番1地先まで	新	11.05 } 37.46	328.53	

和歌山県告示第917号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原宮字北垣内530番2地先から同町毛原宮字北垣内477番1地先まで

供用開始の期日 平成24年7月31日

和歌山県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町毛原宮字北垣内376番4地内	旧	14.15 } 14.15	6.09	
海草郡紀美野町毛原宮字北垣内477番3地先から同町毛原宮字北	新	11.25 }	41.05	立岩橋 L=22.0

垣内376番4地先まで

21.20

和歌山県告示第919号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原宮字北垣内477番3地先から同町毛原宮字北垣内376番4地先まで

供用開始の期日 平成24年7月31日

和歌山県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町岸小野字北垣内44番1地先から同市貴志川町北字市場41番3地先まで	旧	9.35 } 9.80	163.54	
同上	新	11.70 } 12.00	163.54	

和歌山県告示第921号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 紀の川市貴志川町岸小野字北垣内44番1地先から同市貴志川町北字市場41番3地先まで

供用開始の期日 平成24年7月31日

和歌山県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番2地先から同市熊野川町玉置口字蔭地273番1地先まで	旧	3.70 }	110.00	
同上	新	4.60 }	110.00	
		18.20		

和歌山県告示第923号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番2地先から同市熊野川町玉置口字蔭地273番1地先まで

供用開始の期日 平成24年7月31日

和歌山県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

橋本市隅田町芋生字鳥井戸21番4地先から同市隅田町芋生字鳥井戸21番2地先まで	旧	5.46) 7.16	36.00	
同上	新	6.62) 11.74	36.00	

和歌山県告示第925号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字鳥井戸21番4地先から同市隅田町芋生字鳥井戸21番2地先まで

供用開始の期日 平成24年7月31日

和歌山県告示第926号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3184	橋本市隅田町下兵庫字土井344番1の一部	紀の川市中三谷394-1 アイリス紀の川販売センター管理組合 代表者 武本義雄	平成 24.7.20	6.00	40.12